

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エルサルバドル	気候変動による自然災害対処能力向上計画の贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,500,000千円 H23. 3.31まで	H22. 4.28 サンサルバドルで (H22. 7.14)	日本側 加来至誠在エルサルバドル大使 エルサルバドル側 ウゴ・ロヘル・マルティネス・ボニージャ外務大臣	H22. 7.28 353号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。